

修繕等契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別冊仕様書及び図面等に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期間までに、修繕業務を完了しなければならない。

3 前項の仕様書及び図面等に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(修繕業務の調査等)

第2条 発注者は、必要と認めるときは、修繕業務の処理状況を調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第3条 受注者は、修繕業務が仕様書又は図面等に適合しない場合において、発注者がある修正を要求したときは、受注者はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期間を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第4条 発注者は、必要がある場合には修繕業務の内容を変更し、修繕業務を一時中止し、もしくは履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第5条 受注者は、天災地変その他自己の責めによらない理由により履行期間までに修繕業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して、履行期間の延長を求めることができるものとする。

(管理義務)

第6条 受注者は、修繕業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第7条 発注者は、受注者の責めに帰する事由により履行期間内に修繕業務を完了しないときは、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、既に引き渡した部分に係る契約金額を控除した額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(検査の引渡し)

第8条 受注者は修繕業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して修繕業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の修繕業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行ない、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格し、引渡しを終了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の正当な請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、修繕業務が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて修補、代替物の引渡し若しくは修繕業務の履行等による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき。

(2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項の規定による履行の追完の請求、損害賠償の請求又は第3項の規定による代金の減額の請求は、引渡しの日から1年以内に行わなければならない。

- 5 発注者は、第8条の規定による検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の追完又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 6 第1項の規定は、修繕業務の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるとき又はこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第11条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に修繕業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、既に引き渡した部分に係る契約金額を控除した額に政府契約における利率を乗じて計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、修繕業務が完了するまでの間は、第12条の2から第12条の5の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に修繕業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に修繕業務が完了する見込みが明らかでない認められるとき
- (2) 受注者がこの契約の業務に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、完了した一部の業務のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 受注者が第14条又は第14条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
- (8) その他、この契約に着手し又は修繕業務を遂行することが明らかに困難と認められる事由が発生したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(暴力団排除措置による無催告解除)

第12条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者（営業所の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使

用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

- (4) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請け契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(談合その他不正行為による解除)

第12条の5 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員)がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして同法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。))。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。))。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)前4条の規定によりこの契約が解除されたとき

(2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

第12条の7 受注者は、この契約に関し、第12条の5第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第12条の5第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項及に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第12条の2から第12条の5に定める事由が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条の2から第12条の5の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第14条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し契約の解除を申し出て契約を解除することができる。

(1)第4条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき及び業務の中止期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(2)発注者が、契約に違反し、その違反によって修繕業務を完了することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条の3 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第15条 契約が解除された場合には、第1条及び第9条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、受注者が既に修繕業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既納部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既納部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既納部分に相応する契約金額の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

(賠償金、違約金等の控除等)

- 第16条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した利息を付した額と発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合は、発注者は、受注者の遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、修繕の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、その都度発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。